

第4 主要取組事項10本の柱

行政改革の視点は、主要取組事項として10本の柱に展開し、体系的に取り組みます。

1. より一層効果的・効率的な行政運営

① 市民などとの連携・協働

めざす姿
<input type="radio"/> 連携・協働を推進します <input type="radio"/> 地域の人材を発掘します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市自治基本条例を、広報紙やホームページで周知している。また、自治基本条例策定市民委員会の委員による出前授業を、市内中学生を対象に実施している。 ・公正で透明性の高い開かれた市政の推進と、市民と行政との役割分担に基づいて、PDCAサイクルの各段階に市民が参画する協働を推進している。平成28年度においては、市民、地域、NPO及び民間企業などと連携・協働し、129事業を実施している。 ・第2次総合計画策定に係るアンケート^{*17}結果より、「あなたは、これからの愛西市のまちづくりのあり方はどうあるべきだと思いますか」の質問に対し、9.8%の人が「市民や地域でできることは自分たちで行い、できないことを行政が担うべき」と回答し、67.9%の人が「市民と行政（市役所）が、協力してまちづくりを進めていくべき」と回答した。 ・地区コミュニティ推進協議会などのコミュニティが組織され、活動している。（佐屋地区で2組織、佐織地区で5組織及び立田地区で2組織） ・施策等に市民の意見を反映するため、パブリックコメント制度・電子メールの活用、ふれあい箱の設置などを行っている。また、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用して、市政情報の発信に努めている。 ・多様な知識や経験、技能などを持ちながら、地域に隠れている人材を発掘するために、平成28年6月に生涯学習人材バンクを設置した。 ・国において、「電子行政オープンデータ戦略」に基づき、オープンデータ^{*18}を推進している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体的なまちづくり活動をさらに展開するための仕組みが、確立されていない。 ・第2次総合計画策定に係るアンケート結果より、「現在の生活実感からみた愛西市の今後の取組としての重要度ー【協働のまちづくり】」の質問に対し、47.9%の人が「あまり重要ではない」、33.3%の人が「重要ではない」と回答しており、まちづくりに対する関心が低い。 ・コミュニティ組織が、設立されていない地域がある。 ・効率的・効果的に市政情報を発信するため、様々な広報媒体の活用を検討する必要がある。 ・生涯学習人材バンクの登録者数は、平成29年9月末時点で14人である。また、運用の実現に至っていないため、生涯学習人材バンクをさらに周知する必要がある。

II. 取組の内容

- ・多様化する市民ニーズ、行政だけでは把握することが困難な地域課題に対処するため、市民、地域、NPO及び民間企業などと、お互いの自立性を尊重しながら対等の立場で固有の機能や役割分担を行いつつ連携し、新たな協働事業の創出に努めます。

- ・ 市民、地域、NPO及び民間企業などとの協働によるまちづくりを推進するため、職員を含め、協働に対する理解の浸透及び気運の醸成を図ります。
- ・ 市民と行政が、まちづくりの良きパートナーとなるよう、コミュニティ組織の包括的な支援により、コミュニティ活動の育成・活性化の継続を図ります。
- ・ 広報紙やホームページなど既存の情報提供手段のほかに、ソーシャルメディア^{*19}を有効に活用して、積極的に市政情報の提供に努めます。
- ・ 様々な知識や経験、技能などを地域社会で役立てることに意欲のある個人又は団体の発掘・育成に努め、行政の透明性を高めます。
- ・ 様々な行政情報をオープンデータ化し、自由に活用してもらうことにより、社会的な課題解決や地域経済の活性化に寄与します。

② 民間活力の活用

めざす姿

- 民間活力を活用します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な行政サービスの提供や行政サービス水準の向上など、民間委託による効果が期待される事務事業については、「民間委託（アウトソーシング）推進に関する指針」（平成17年12月策定）に基づいて、民間委託を推進している。 ・ 施設の設計・建設・運営を一貫して行うPFIを、「PFIガイドライン」（平成19年7月策定）に基づいて推進している。 PFI導入施設数：1施設（平成28年度） ・ 公の施設の管理運営を行う指定管理者制度の導入を、「公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」（平成17年12月策定）に基づいて推進している。 ・ 平成29年4月からは、新たに策定した「愛西市指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、指定管理者制度のさらなる推進を図る。 指定管理者導入施設：46施設（平成29年4月1日現在）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託、PFI及び指定管理者制度など、事務事業の性質に応じて、民間の知識・ノウハウを適切に活用していく必要がある。 ・ 民間委託、PFI及び指定管理者制度などについて、効果の検証を行っていく必要がある。 ・ 指定管理者制度について、原則公募による指定管理者の選定を徹底する必要がある。 指定管理者導入施設のうち、非公募により選定した施設 ：25施設（平成29年4月1日現在）

II. 取組の内容

- ・ 民間委託、PFI及び指定管理者制度の手法を活用して、民間活力のさらなる導入を推進します。
- ・ 「委託事務適正化ガイドライン」（平成29年3月策定）、「PFIガイドライン」（平成19年7月策定）及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」（平成21年2月策定）に基づき、委託効果やPFI、指定管理者導入施設の管理状況や水準などを定期または随時に検証します。
- ・ 指定管理者制度について、非公募により選定した施設についても、原則緊急の場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がなくなった施設から、順次公募により選定します。

③ 事務事業の見直し

めざす姿

- 事務事業を根源的に見直します
- P D C Aサイクルに基づき、事務事業を検証します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算規模の目標達成に向けて事務事業の総点検を行うとともに、行政改革推進計画に位置付けた具体的な取組事項の進捗管理を行い、行政事務の改革に取り組んでいる。第4期推進計画では、事務事業に係る取り組みの進捗を管理するために、進捗管理指標を設定した。 ・ P D C Aサイクルによる行政評価（事務事業評価）を行う手段として、平成26年度から実施計画検証シートを活用している。平成29年度において、各課（局・室）から提出された実施計画検証シートに係る284事業について、ヒアリングを行い、検証を行った。 ・ 事務能率の向上、経費の節減、収入の増加、行政サービス向上のために取り組む施策など、「愛西市職員の提案等に関する規程」に基づいて、広く職員から提案を求めている。 ・ 行政サービスの一層の効率化及び迅速化を図るために、I C T^{※20}の活用を推進している。 ・ 愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する『あいち電子申請・届出システム』を活用して、行政手続法で定めた申請・届出（汎用申請）や行政手続以外の軽易な手続（簡易申請）を、インターネットで受け付けている。 ・ 愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く）で組織した「あいち電子自治体推進協議会」が運営する『あいち電子調達共同システム』を活用して、入札参加資格申請や入札を、インターネットで受け付けている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aサイクルによる行政評価（事務事業評価）システムを駆使し、さらなる事務事業の見直しを進めていく必要がある。 ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー）^{※21}の本格運用（情報提供ネットワークの運用開始）に向けて、さらなる情報セキュリティ対策が求められる。

II. 取組の内容

- ・ 事務事業に係る取組の成果について、実施計画検証シートのほかに、新たな行政評価（事務事業評価）システムを構築して、検証の充実を図ります。また、「選択と集中」の視点をもって、事業の優先順位付け、取捨選択を行い、行政の経営資源（財源・人材・資産・情報・時間）の配分を行います。
- ・ 職員提案を奨励し、事務事業の見直しや行政サービスの向上などを図ります。
- ・ 市民の利便性と事務の効率性の両立に向けて、既存の事務事業におけるI C Tの活用を推進します。
- ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の安全な運用を図るため、国が地方自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討することを目的に設置した「自治体情報セキュリティ対策検討チームからの報告結果^{※22}」などを踏まえた、情報セキュリティ対策の強化を進めます。

④ 市外郭団体※23、特別会計・公営企業の健全経営

めざす姿

- 市外郭団体、特別会計・公営企業の健全経営を推進します
- 市財政への負担を軽減します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・市は外郭団体を5団体設置し、事業の実施に必要な経費に対して、補助金を交付している。 ≪市外郭団体：平成29年度当初予算補助金額≫ <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>①観光協会</td><td style="text-align: right;">： 21,002千円</td></tr> <tr><td>②社会福祉協議会</td><td style="text-align: right;">： 26,531千円</td></tr> <tr><td>③商工会</td><td style="text-align: right;">： 43,113千円</td></tr> <tr><td>④シルバー人材センター</td><td style="text-align: right;">： 24,000千円</td></tr> <tr><td>⑤土地改良区</td><td style="text-align: right;">： 26,720千円（人件費補助）</td></tr> </table> ・財政法（昭和22年3月施行）に基づいて5特別会計を運営し、特別会計事業に係る経費の一部について、一般会計からの繰入額を充てている。 ≪特別会計：平成29年度当初予算一般会計繰入額≫ <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>①国民健康保険特別会計</td><td style="text-align: right;">： 521,620千円</td></tr> <tr><td>②後期高齢者医療特別会計</td><td style="text-align: right;">： 163,050千円</td></tr> <tr><td>③介護保険特別会計</td><td style="text-align: right;">： 725,217千円</td></tr> <tr><td>④農業集落排水事業等特別会計</td><td style="text-align: right;">： 332,319千円</td></tr> <tr><td>⑤公共下水道事業特別会計</td><td style="text-align: right;">： 351,661千円</td></tr> </table> ・市は地方公営企業法（昭和27年8月施行）に基づいて1公営企業を運営し、公営企業に係る経費の一部について、一般会計からの繰入額を充てている。 ≪公営企業：平成29年度当初予算一般会計繰入額≫ <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>水道事業会計</td><td style="text-align: right;">： 740千円</td></tr> </table> ・水道事業について、水道料金を平成28年4月に改定した。 	①観光協会	： 21,002千円	②社会福祉協議会	： 26,531千円	③商工会	： 43,113千円	④シルバー人材センター	： 24,000千円	⑤土地改良区	： 26,720千円（人件費補助）	①国民健康保険特別会計	： 521,620千円	②後期高齢者医療特別会計	： 163,050千円	③介護保険特別会計	： 725,217千円	④農業集落排水事業等特別会計	： 332,319千円	⑤公共下水道事業特別会計	： 351,661千円	水道事業会計	： 740千円
①観光協会	： 21,002千円																						
②社会福祉協議会	： 26,531千円																						
③商工会	： 43,113千円																						
④シルバー人材センター	： 24,000千円																						
⑤土地改良区	： 26,720千円（人件費補助）																						
①国民健康保険特別会計	： 521,620千円																						
②後期高齢者医療特別会計	： 163,050千円																						
③介護保険特別会計	： 725,217千円																						
④農業集落排水事業等特別会計	： 332,319千円																						
⑤公共下水道事業特別会計	： 351,661千円																						
水道事業会計	： 740千円																						
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体について、市補助金に頼らない事業運営を進める必要がある。 ・特別会計・公営企業会計について、受益者負担の適正化を進める必要がある。 																						

II. 取組の内容

- ・ 外郭団体の果たすべき役割や市との関係を精査したうえ、自主財源の確保など、市補助金に頼らない事業運営を実現するために、運営体制の見直しを検討します。
- ・ すべての特別会計・公営企業会計について、独立採算の原則に基づき、効率的・合理的な運営を行うとともに、受益者負担の適正化と行政サービスの向上に取り組めます。

⑤ 市有資産の適正管理（公共施設等の活性化を含む）

めざす姿

- 安全で効率的に公共施設等を管理します
- 公共施設等の総量を適正化します
- 公有財産の有効活用を図ります

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・市の規模に見合う公共施設等の配置や施設水準を実現するための施設報告書を平成20年7月に策定し、その報告方針に基づいて、効率的・効果的な施設運営を行っている。 ・平成28年3月に、分庁方式から本課機能を集約した本庁舎を供用開始し、支所については支所整備基本計画に基づいて、整備を進めている。 ・長期的な視点による公共施設等の更新・統廃合、安全性の確保（点検・診断などの実施）、機能性の維持、長寿命化等を図るため、平成29年1月に公共施設等総合管理計画を策定した。 ・遊休・未利用財産の売却及び利活用を図っている。また、公有財産の有効スペースを活用して、有料駐車場、自動販売機貸付及び広告掲載などの事業を実施している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の老朽化が進んでおり、今後集中して施設の更新が訪れると、多大な財政圧迫が想定される。新規整備等を含む公共施設等の更新費用は、今後40年間の総額で、約2,157.9億円、年平均では約53.9億が必要になる。 ・合併前に整備してきた公共施設等について重複が見受けられるため、市に見合う施設規模にしていく必要がある。 ・公有財産の有効活用を図り、でき得る限り自主財源の確保に努める必要がある。

II. 取組の内容

- ・市民の安全・安心を第一としつつ、公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等を効率的・計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・新公会計制度^{※24}の導入に伴い整備した固定資産台帳を活用して、公共施設等の管理や保有量の調整などを進めます。
- ・遊休・未利用財産について、売却のほか貸付や譲渡も視野にいたした有効活用を図ります。
- ・公有財産の有効活用を図る取組を、拡大・推進します。

⑥ 「地方分権改革」や「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」の推進への対応と自治体間の連携

めざす姿

- 自立と分権を推進します
- 地方創生への取組を推進します
- 他自治体との連携を推進します

I. 現状と課題

現 状	<p>・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称：地方分権一括法）」が平成12年4月に施行され、都道府県の権限に属する事務の一部を条例に基づいて、市町村が処理できる事務処理特例制度が創設された。愛知県から平成29年8月1日現在で、「商工会等が作成する基盤施設計画の認定等」や「土地改良区役員の就退任等の届出の受理・公告」など、43件の事務が県から権限移譲された。</p> <p>・「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年1月に施行された。まち・ひと・しごと創生法に基づいて、愛西市人口ビジョン並びに愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を平成28年3月に策定した。総合戦略に基づいて、「妊娠・出産・子育て支援の充実」や「これからの高齢社会への対応」などの各種事業に取り組んでいる。</p> <p>・海部地域広域行政連絡調整会議（AMA7）、名古屋市近隣市町村事務連絡会及び長良川2020年東京五輪事前キャンプ誘致委員会などにおいて、政策課題に対する調査・研究や協働事業に取り組んでいる。</p> <p>・「地方自治法の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、新たな広域連携の制度（他の自治体と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針及び役割分担を定める「連携協約制度」、事務の一部を当該自治体の名において他の自治体に管理・執行させる「事務の代替執行制度」）が創設された。</p>
課 題	<p>・自主性・自立性の高い行政運営を行っていくため、主体的なまちづくりの展開につながる権限について、移譲を受けていく必要がある。</p> <p>・総合戦略に基づいて、事業を実施・推進する必要がある。</p> <p>・広域連携を進めていく必要がある。</p>

II. 取組の内容

- ・ 地方分権改革に伴う、事務の権限移譲を受けることにより、住民に最も身近な基礎自治体として、行政サービスの充実を図ります。
- ・ 愛西市人口ビジョンで提示した、市が今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の実現を図るために、総合戦略で掲げた各種事業に取り組みます。
- ・ 県内外の他自治体と連携を図ることにより、広域的な政策課題への対応や、魅力的なまちづくりに取り組めます。また、新たな広域連携体制の検討を通じて、事務事業の効率性の向上に努めます。

⑦ 人材の育成・活用、職員に対するワーク・ライフ・バランス^{※25}の推進

めざす姿
<ul style="list-style-type: none"> ○ 求められる職員を育てます ○ 職員のモチベーションを向上させます ○ 職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを推進します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・成果志向の行政経営を担う職員の育成と、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上を図るため、人材育成基本方針（平成22年9月策定）に基づいて、職場の学習風土づくり、人事管理及び能力開発（研修）を重点的に進めている。また、人材育成基本方針の実施計画の位置付けとして、職員研修計画を策定している。 《求められる職員像》 ①自ら考え自ら行動する職員 ②チャレンジ精神溢れる職員 ③市民と協働する職員 ④行政経営感覚を持つ職員 ⑤政策形成能力を有する職員 ・人事評価にあたり、従来から実施してきた能力評価に加え、平成28年度から業績評価（目標管理型）を導入した。 ・メンタルヘルス・ライフスタイル調査などを活用することにより、職員の心の健康を掌握し、専門家の意見に基づく相談指導を実施している。 ・時差出勤やノー残業デーの周知徹底を図ることにより、職員の健康への配慮及びワーク・ライフ・バランスの向上につなげている。 ・国において、「働き方改革^{※26}」の実現に向けた取組が進められている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての職員が求められる職員像に向けて、職員の資質向上を図る必要がある。 ・職員が組織の中で、十分に力が発揮できるような職場環境とする必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランスを推進することで、職員の健康管理と業務の効率化に積極的に取り組む必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 人材育成基本方針に基づいて、自主的な研修を奨励しながら研修制度を充実します。
- ・ 業績評価（目標管理型）を取り入れた人事評価制度により、職員を公平に評価し、より一層職員の意欲や能力を最大限に引き出す人事管理を推進します。
- ・ 職員のもつ専門的な知識や経験などを考慮して、適材適所の職員配置と人事異動の適正化に努めます。
- ・ 職員のこころの健康を維持するため、ストレス関連疾患の発生予防や早期発見・早期治療の充実を図るとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けた支援を行うなどの総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ・ 長時間労働の是正をはじめとする「働き方改革」の実現に向けた取組を進め、職員一人ひとりの状況に合わせたワーク・ライフ・バランスの気運を醸成します。

⑧ 組織の活性化

めざす姿

- 機動的な組織体系を確立します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変化する社会情勢への迅速な対応や市民ニーズに即した行政サービスが提供できるように、効果的な組織・機構の見直しを行ってきた。平成28年度には、本庁舎の全面供用開始に併せ、①市民や地域などとの協働の仕組みづくりを進めるために「市民協働部」、②福祉、保健、医療などについて一体的な行政サービスを展開するために「健康福祉部」を設置した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟に組織・機構を見直していく必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 重要施策を戦略的に推進していくために、組織・機構の必要な見直しを行います。
- ・ 重要施策の課題について、全庁的な検討・立案が必要な場合は、庁内横断プロジェクトチームを設置し、集中的に対応します。

⑨ 定員の適正管理

めざす姿

- 組織の業務量に見合う適切な人員配置をします

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託、PFI及び指定管理者制度の導入、組織・機構の見直しなどにより、職員定員の削減を継続的に進めたこともあり、行政改革第3期推進計画で掲げた定員管理目標を達成している。 ・ 職員人件費の抑制を図りつつ、適正な職員数を確保するため、「定員管理計画」（平成28年4月策定）を策定した。 ・ 再任用職員、任期付職員及び臨時・非常勤職員など弾力的な人材活用を行っている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革による権限移譲や社会構造の変化などにより増大する社会保障に 대응するため、業務量が増加傾向にあることから、適正な職員数を把握する必要がある。 ・ 合併前の各町村における採用状況や合併後3年間にわたり新規採用を抑制したことにより、職員の年齢構成に偏りがあるため、採用資格年齢の引き上げなどにより、平準化を図る必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 職員の年齢構成の平準化を考慮したうえで、必要な人員を確保します。
- ・ 職員の世代交代により、事務事業などの遂行に支障をきたすことがないように、適切な人員配置に努めます。

2. 健全で持続可能な財政基盤の確立

⑩ 健全で持続可能な財政基盤の確立

めざす姿
<input type="radio"/> 健全で持続可能な財政運営を行います <input type="radio"/> 財源を確保します

I. 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進計画において、財政判断指標に係る目標値を設定し、その目標値を達成するための取組を進めている。 ・国から示された、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」に基づき、平成29年度において、「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」の4つの財務書類を作成した。 ・ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）や企業誘致の推進などにより、自主財源の確保に努めている。 ・口座振替の推進、コンビニ収納の運用、収納強化月間の実施及び徴収嘱託員の活用などにより、市税などの収納率の向上に努めている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税が合併算定替の終了により、平成28年度から5年間かけて段階的に縮減される。 ・安定した自主財源を確保する必要がある。

II. 取組の内容

- ・ 財政判断指標並びにその指標に係る平成33年度（2021年度）の目標値を設定し、計画的な財政運営を行います。

《財政判断指標1：経常収支比率》

	平成33年度(2021年度)
目標	94.9%以内

《財政判断指標2：基金残高》

	平成33年度(2021年度)
目標	122億円確保

《財政判断指標3：健全化判断比率》

	平成33年度(2021年度) 目標	平成33年度(2021年度) 早期健全化基準
実質赤字比率	赤字無し	12.75%
連結実質赤字比率	赤字無し	17.75%
実質公債費比率	5.1%	25.0%
将来負担比率	将来負担無し	350.0%

- 新公会計制度の導入に伴い作成した、4つの財務書類「貸借対照表」・「行政コスト計算書」・「純資産変動計算書」・「資金収支計算書」より得られるストック情報やフルコスト情報を活用し、より効率的で透明性の高い財政運営を図ります。
- 自主納付意識の高揚や納付の利便性を高めることにより、市税などの収納率の一層の向上に努めます。
- ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）や企業誘致の推進、ネーミングライツ^{※27}の導入など様々な手段を活用して、自主財源の確保に取り組みます。